

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付要綱

平成29年3月28日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部町補助金等交付規則（平成16年南部町規則第51号。以下「規則」という。）の規定に基づき、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内の住宅に家庭用発電設備等を導入する者に対して支援を行うことにより、家庭用発電設備等の導入を推進し、分散型のエネルギー供給構造の構築及び地球温暖化対策に貢献すること並びに県内における太陽光発電関連産業等を振興することを目的として交付する。

(補助金の交付等)

第3条 前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う別表第2欄に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表第3欄に定める額とし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

3 各年度の補助対象とする事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に交付決定を行う事業とし、かつ年度内に完成する事業とする。

4 本補助金の交付を受けることができる者は、申請時までに住所地における税金及び納めるべき料金等（保育料、水道料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、給食費）を滞納していない者とする。

5 本補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所、その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者。以下同じ。）

への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 申請者は、補助事業に着手する日（現地工事に着手する日をいう。）までに南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 南部町家庭用発電設備等導入推進補助金事業計画書（様式第2号）
- (2) 南部町家庭用発電設備等導入推進補助金収支予算書（様式第3号）
- (3) 別表第1欄に掲げる補助事業の対象となる設備（以下「対象設備」という。）及び設置に係る費用の内訳が記載された契約書（リース契約書の写しを含む。）及び見積書の写し又は対象設備付住宅売買契約書の写し
- (4) 対象設備の仕様を説明する資料の写しで、別表第1欄の要件を満たすことが確認できるもの
- (5) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
- (6) 対象設備に係る設置工事予定箇所の位置図
- (7) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (8) 寄付金その他の収入がある場合は、その内容が分かる書類の写し
- (9) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 町長は、規則第6条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規則第8条第1項の規定により、申請者に交付の決定を通知しようとするときは、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとし、不交付としたときはその理由を付してその旨を通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象者が、規則第11条の規定により、交付の決定を受けた補助金の申請に係る内容を変更しようとするときは、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金変更申請書（様式第6号）

に変更の内容がわかる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(変更承認)

第7条 町長は、規則第11条及び前条の規定により変更の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、承認したときは、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金変更承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとし、不承認としたときはその理由を付して、その旨を通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 対象設備及び設置に要した経費の領収書及びその内訳書の写し
- (2) 対象設備の設置状態を示す写真及び対象設備が設置された住宅全体の現況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 対象設備が、住宅用太陽光発電システムの場合は、前項に掲げる書類のほか次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) パワーコンディショナーの形状及び製造番号等を示す写真
- (2) 電力会社と電力受給契約を締結したことが分かる書類又は締結予定であることが分かる書類の写し(太陽光発電で発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合は不要)

(交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第19条の規定により、補助金の交付額を確定し、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金額確定通知書(様式第9号)を補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金額確定通知後、南部町家庭用発電

設備導入推進補助金交付請求書（様式第10号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（財産処分の承認）

第11条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して町長が別に定める期間を経過したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の期間を定めるに当っては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間より短い期間を定めてはならない。

（交付決定の取消）

第12条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

（補助金の返還）

第13条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（協力の要請）

第14条 補助対象者は、町が事業の実施による温室効果ガスの削減量を把握しようとするとき、町の求めに応じて、これらの情報を町に報告するものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 南部町住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（平成22年南部町告示第49号）は、廃止する。

3 南部町家庭用燃料電池導入促進事業費補助金交付要綱（平成24年南部町告示第53号）は、廃止する。

4 南部町住宅用太陽熱利用機器設置費補助金交付要綱（平成25年南部町告示第82号）は、廃止する。

5 南部町住宅用木質ペレットストーブ等購入費補助金交付要綱（平成23年南部町告示第42号）は、廃止する。

(経過措置)

6 この要綱の施行の日の前日までに、附則第2項から第5項に掲げる要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお、従前の例による。

(失効日)

7 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付に係る手続きに関しては、当該交付等が完了するまでの間、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成29年7月21日告示第79号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月6日告示第29号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前日までに、この要綱による改正前の南部町家庭用発電設備等導入促進補助金交付要綱の規定によってなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日告示第24号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第38号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月25日告示第89号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年7月20日から適用する。

附 則（令和3年4月7日告示第50号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月17日告示第67号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の南部町家庭用発電設備等導入促進補助金交付要綱の規定によってなされた手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月14日告示第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月17日告示第86号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月3日告示第25号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月8日告示第73号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 補助対象者	3 1件当たりの補助金額
対象 設備	内容		
1 住 宅	次のいずれの要件も満たす住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」とい	次のいずれの要件も満たす者 (1) 町内に	最大出力1kWあたり100千円とし、1件当たり600千円を上限とする。た

<p>用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム</p>	<p>う。)を導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2) 1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値(以下、「最大出力」という。)が10kW未満の太陽光発電で、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。</p> <p>(3) 補助対象者が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(4) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(6) 平時において、導入場所の敷地内で発電した電力量の30%以上を自</p>	<p>住所を有する者(補助事業の完了に伴い町内に転入する者を含む。以下同じ。)のうち、町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。)に左欄の太陽光発電を導入する者</p> <p>(2) 電力需給契約を締結済み、又は、締結予定の者</p>	<p>だし、補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者(以下「補助対象者」と同一とみなせる事業者)への発注に要する経費は含めないこと。</p>
--	---	---	--

<p>家消費すること。</p> <p>(7) 発電した電気の自己託送を行わないこと。</p> <p>同年度内、同施設に対し、複数回使用しての増設は補助対象外とする。</p>		
<p>次のいずれの要件も満たす太陽光発電設備を搭載した太陽光発電一体型又は太陽光発電搭載型カーポート等（以下「カーポート」という。）を導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2) 停電時に電力供給可能とするシステム構築であること。</p> <p>(3) 再エネ特措法に基づくFIT又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(4) 平時において、導入場所の敷地内で発電した電力量の30%以上を自家消費すること。</p> <p>(5) 発電した電気の自己託送を行わないこと。</p> <p>(6) 補助対象者が発注する事業者は県内事業者であ</p>		<p>最大出力1kWあたり100千円とし、1件当たりの上限を600千円とシステム導入に要した経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。ただし、補助対象者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費は含めないこと。</p>

	<p>ること。</p> <p>(7) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>(8) 太陽光発電モジュールとその他の部分(架台等)は同一の事業者が導入すること。なお、カーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。</p>		
2	<p>次のいずれの要件も満たす家庭用燃料電池システム(以下「家庭用燃料電池」という。)を導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2) 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象設備として指定されたもの、又は同等以上の性能・品質であること。</p> <p>(3) 補助対象者が発注する業者は県内事業者であること。</p> <p>(4) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>補助金の交付は、同一の住</p>	<p>町内に住所を有する者のうち、住宅に左欄の家庭用燃料電池を導入する者又は家庭用燃料電池を所有し、第三者に貸し付けるリース契約、賃貸借契約、使用貸借契約(無償の使用契約)等を締結する者</p>	<p>システム導入に要した経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1件当たり120千円とする。</p> <p>リース契約等を締結する場合の補助対象経費は、契約の支払総額を基に算定する。</p> <p>ただし、補助対象者と同ひとみなせる事業者への発注に要する経費は含まないこと。</p>

	宅について1回限りとする。		
3	<p>次のいずれの要件も満たす太陽熱利用機器を導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2) 不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽等から構成され、給湯に利用するソーラーシステム、又は自然循環式太陽熱温水器であること。(太陽熱以外の他の熱源と一体となった機器も補助対象)</p> <p>(3) 集熱面積は2m²以上とする。</p> <p>(4) 補助対象者が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(5) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>(6) JIS A 4 1 1 2で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の機能を有するものとする。</p> <p>補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとする。</p>	町内に住所を有する者のうち、住宅に左欄の太陽熱利用機器を導入する者	システム導入に要した経費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額とし、200千円を上限とする。ただし、補助対象者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費は含めないこと。
4	次のいずれの要件も満たす	町内に住所を	薪ストーブ等の本体及び

<p>薪ストーブ等</p>	<p>す木質バイオマス熱利用機器（以下「薪ストーブ等」という。）を導入するもの。</p> <p>（１） 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>（２） 木質燃料（薪、木質ペレット、木質チップ等）を利用し、発生した熱を利用する機器（他の熱源と一体となった機器も含む。）</p> <p>（３） 補助対象者が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>（４） 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>補助金の交付は、同一の住宅について、住宅用木質ペレットストーブ又は住宅用薪ストーブ及び住宅用ペレットボイラー又は住宅用薪ボイラーで各１回受けることができるものとする。</p>	<p>有する者のうち、住宅に左欄の薪ストーブ等を導入する者</p>	<p>煙突の購入に要した経費（運送料、設置工事費用及び付属品に係る費用を除く。）から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額とし、200千円を上限とする。ただし、補助対象者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費は含めないこと。</p>
<p>5 家庭用蓄電</p>	<p>次のいずれの要件も満たす定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）を導入するもの。</p> <p>（１） 設置前において使用に供されていないこと。</p>	<p>町内に住所を有する者のうち、住宅に左欄の蓄電池を導入する者</p>	<p>＜再エネ特措法に基づくFIT又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を受けない太陽光発電システムと接続する場合＞</p> <p>蓄電容量1kWh当たり1</p>

池等	<p>(2) 蓄電容量が1 kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本工業規格、IEC等の国際規格に適合していること。</p> <p>(3) 10 kW未満の太陽光発電と連携するものであること。</p> <p>(4) 20 kWh以下であること。</p> <p>(5) 太陽光発電システムと同時設置の場合は、蓄電池の価格が12.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下となるよう努めること。</p> <p>(6) 補助対象者が発注する事業者は県内事業者であること。</p> <p>(7) 設置工事を行う事業者は県内事業者であること。</p> <p>補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとする。</p>		<p>00千円を乗じて得た額とし、650千円を上限とする。ただし、補助対象者と同じとみなせる事業者への発注に要する経費は含めないこと。</p> <p>＜再エネ特措法に基づくFIT又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を受ける太陽光発電設備と接続する場合＞</p> <p>蓄電容量1 kWh当たり75千円を乗じて得た額とし、400千円を上限とする。ただし、補助対象者と同じとみなせる事業者への発注に要する経費は含めないこと。</p>
	次のいずれの要件も満たす電気自動車等充電設備	町内に住所を有する者のう	システム導入に要した経費(複数の設備を設置した

	<p>(以下「V2H」という。)を 導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用 に供されていないこと。</p> <p>(2) 電気自動車又はプラ グインハイブリッド(以下 「電気自動車等」という。 への充電及び電気自動車 等から分電盤を通じた住 宅への電力の供給が可能 なものであること。</p> <p>(3) 10kW未満の太陽光 発電システムと連携する ものであること。</p> <p>(4) 補助対象者が発注す る事業者は県内事業者で あること。</p> <p>(5) 設置工事を行う事業 者は県内事業者であるこ と。</p>	<p>ち、住宅に左欄 のV2Hを導入 し、「とっとり EV協力隊」の登 録を行う者</p>	<p>場合は、その設置に要した 費用の総額)から寄付金そ の他の収入の額を控除した 額に2分の1を乗じて得た 額とし、200千円(電気 自動車等を同時に導入する 場合は500千円)を上限 とする。ただし、補助対象 者と同一とみなせる事業者 への発注に要する経費は含 めないこと。</p>
<p>6 省 エ ネ 設 備 等</p>	<p>次のいずれかの要件を満 たす高効率給湯器を導入す るもの。</p> <p>(1) 電気ヒートポンプ給 湯器 CO2を冷媒として使用 する空気熱源方式のヒー トポンプ方式給湯器で、日 本工業規格(JISC922</p>	<p>町内に住所を 有する者のう ち、住宅に左欄 の省エネ設備等 を導入する者</p>	<p>システム導入に要した経 費(複数の設備を設置した 場合は、その設置に要した 費用の総額)から寄付金そ の他の収入の額を控除した 額に2分の1を乗じて得た 額とし、100千円を上限 とする。ただし、補助対象 者と同一とみなせる事業者</p>

<p>0) の性能表示があるものであって設置前において使用に供されていないものの。</p> <p>年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上(ただし寒冷地仕様は2.7以上)であること。</p> <p>従来 of 空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。</p> <p>(2) ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器</p> <p>熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで貯湯タンクを持つものであり、電気ヒートポンプの効率が中間期のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が94%以上であること。</p> <p>従来 of 空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであること。</p>		<p>への発注に要する経費は含めないこと。</p>
<p>定格出力が100W以上で、次のいずれの要件を満た</p>		<p>システム導入に要した経費(複数の設備を設置した</p>

	<p>す小型風力発電を導入するもの。</p> <p>ア 強風時における安全対策が施されているもの</p> <p>イ 騒音等への対策が施されているもの</p> <p>ウ プロペラなどの回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置し、又は周囲に柵を設ける等の措置がとられているもの</p> <p>エ 設置前において使用に供されていないこと。</p>		<p>場合は、その設置に要した費用の総額) から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、75千円を上限とする。ただし、補助対象者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費は含まないこと。</p>
7	<p>次のいずれの要件も満たす家庭用エネルギー管理システム(以下、「HEMS」という。)を導入するもの。</p> <p>(1) 設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2) 電気使用量を1時間以内の間隔で測定し、1時間以内の単位で1月以上、1日以内の単位で13月以上のデータを蓄積できるものであること。</p> <p>(3) タブレット、スマートフォン、パソコン又はHEMSに付随する専用モニ</p>	<p>町内に住所を有する者のうち、住宅に左欄のHEMSを導入する者</p>	<p>システム導入に要した経費から寄付金その他の収入を控除した額。ただし、1件あたり20千円を上限とする。</p>

	<p>ターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>(4) 空調、照明等の電化製品への制御機能を有すること。</p>		
8	<p>次のいずれの要件も満たす電気自動車又はプラグインハイブリッド（以下「電気自動車等」という。）を導入するもの。</p> <p>(1) 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし、再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書（グリーン電力証書及び再エネ電力由来Jクレジット又はいずれか一方）の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行っても可とする。</p> <p>(2) 通信・制御機器、充</p>	<p>町内に住所を有する者のうち、左欄の電気自動車等を導入する者</p>	<p>蓄電容量の2分の1に40千円を乗じて得た額とし、CEV補助金額を上限とする。</p>

放電設備又は充電設備と合わせて外部給電が可能な電気自動車等であること（「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。		
---	--	--

（注1） 各設備は、設置前において使用に供されていないものに限る。

（注2） 集合住宅にあつては、1戸を1件（共用部分のみに係る場合は共用部分を1件）として取り扱う。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所 南部町
氏 名 ㊟
電話番号

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付申請書

年度において標記補助金を下記のとおり受けたいので南部町補助金等交付規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 _____ 円

対象設備名 _____

添付書類

- 1 契約書及び見積書の写し
- 2 対象設備の仕様を説明する資料の写し
- 3 設置工事着手前の現況写真
- 4 設置予定箇所の位置図
- 5 誓約書兼同意書(様式第8号)
- 6 その他町長が必要と認めた書類

私は、本申請に伴い、私の町税等(町税、保育料、水道料、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、給食費)の納付の状況について、確認されることに同意します。

氏名 _____ ㊟

様式第2号 (第4条関係)

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金事業計画書

1 住宅用太陽光発電

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
出力合計	. kWh		

2 太陽熱利用機器

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
太陽集熱器	メーカー名・型式		

3 家庭用蓄電池

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
メーカー名・型式			
蓄電容量	. kWh		
充放電設備	メーカー名・型式		

4 省エネ設備等

設置場所	南部町		
工事着工日(予定)		工事完了日(予定)	
メーカー名・型式			

5 電気自動車等

設置場所	南部町						
発注日(予定)	年	月	日	納車日(予定)	年	月	日
メーカー名・車名・型式							
蓄電容量	. kWh						
外部給電	有 ・ 無						

様式第3号（第4条関係）

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金収支予算書

事業費内訳

収入（円）		支出（円）	
項目	金額	項目	金額
自己負担額	円	設置(導入)費用	円
町補助金	円		
計	円	計	円

事業完了（予定）年月日

実施（予定）日 年 月 日

完了（予定）日 年 月 日

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所
氏 名

誓約書兼同意書

私は、南部町家庭用発電設備等導入推進補助金の交付申請を行うにあたり、以下の件について誓約するとともに、要綱に定める必要な事項について南部町が調査することについて同意します。

- 1 私及び同居の親族は、市町村税を滞納していません。
- 2 対象設備が新築のために住所を有しない場合は、完成後速やかに転入手続きを行います。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団の構成員ではありません。
- 4 偽りその他不正な行為を行った場合は、補助金を返還します。

様式第5号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

南部町長

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書により申請のあった南部町家庭用発電設備等導入推進補助金について、南部町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付の条件

- （1） 補助金申請内容を変更するとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けること。
- （2） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- （3） 補助事業の遂行状況に関し、町長の要求があったときは、直ちに町長に報告すること。
- （4） 補助金に係る事業完了後、対象設備の設置完了若しくは対象設備付き住宅の引き渡し完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出すること。

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所 南部町
氏 名 ⑩
電話番号

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金変更申請書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る
事業について、下記のとおり変更したいので、南部町補助金等交付規則第11条第1項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	南部町家庭用発電設備等導入推進補助金
交付決定額	円
変更後の額	円
差 引	円
変更の時期	
変更の理由	
添付書類	

様式第7号（第7条関係）

第 号
年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所 南部町
氏 名 ㊦
電話番号

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金変更承認通知書

年 月 日付第 号の申請書により申請のあった南部町家庭用発電設備等導入推進補助金の変更申請について、南部町補助金等交付規則（以下「規則」という。）第11条第2項において準用する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり承認したので、規則第11条第2項において準用する規則第8条第1項の規定により通知する。

記

変更交付決定額 円

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

南部町長 様

申請者 住 所 南部町
氏 名
電話番号

㊤

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金実績報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る
事業の実績について、南部町補助金等交付規則第18条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	南部町家庭用発電設備等導入推進補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添付書類		

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南部町長

㊟

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付決定をした南部町家庭用発電設備導入推進補助金については、次のとおり額を確定しましたので、南部町補助金等交付規則第19条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額	円
2 補助金の確定額	円

様式第10号（第10条関係）

南部町家庭用発電設備等導入推進補助金交付請求書

一金 円

年 月 日付 第 号をもって確定のあった
南部町家庭用発電設備等導入推進補助金について、南部町補助金等
交付規則第21条の規定により請求します。

年 月 日

南部町長 様

住 所

氏 名

印